

「厚生労働科学研究費補助金事務処理要領」の一部改正について

改正の内容

- ・ 財産処分制限の対象となる価格の改正（4. 1（1）ア（ウ）他）
各省庁で異なっていた財産処分制限の対象となる価格を 50 万円以上に統一する。
- ・ 備品及び物品管理の金額を明記（4. 1（1）ア（ア）他）
善管注意管理義務対象財産について、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上のものは備品として、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 50 万円以上のものは資産として管理することを明記する。
- ・ 直接経費の使途について（4. 1（1）ア（ウ）他）
「研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費は支出できない」としている規定を改め、消耗品やパソコンについても、事業の目的遂行に必要と認められるものは購入可能とする。
- ・ リースについて（4. 1（1）ア（ウ）他）
研究機器等の導入について、リースのみを義務づけている事業について購入も選択できるようにする。なお、現行でも厚労科研費ではリースを義務づけてはいないが義務づけているかのように見える記載は見直すこととし、経済的な調達を求めている記載は残す。
- ・ 事業実績報告書提出期限の改正（6. 4）
事業実績報告書の提出期限について「又は当該事業の終了後 61 日が経過する日のいずれか早い日」を追加する。
- ・ 財産処分制限の対象について「その他財産」を追加（4. 1（1）ア（ウ）他）
「ソフトウェア」が平成 27 年度の処分制限の告示に明記されたことに伴い、ソフトウェアの購入等が想定される厚生労働科学研究費補助金において「その他の財産」を追記する。
- ・ 補助事業に係る証拠書類等の保存期間の改正（14）
処分の制限対象となる財産を取得する等の事業の場合は、5 年間を経過後もなお当該財産を処分する日まで書類を保管するよう明記する。
- ・ 財産処分の規定の追加
研究期間終了後に研究代表者の所属機関に機械器具を譲渡した上で、適切に管理して研究活動に利活用することが望ましいことがある旨を明記する。
研究期間終了時等に、所属機関を通じて研究代表者に譲渡の意思を確認等することを明記する。

- ・厚生労働科学研究費補助金取扱細則の一部改正を踏まえた改正（6. 6（2）他）

- ・「厚生労働科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて」の一部改正を踏まえた改正（10. 3）

- ・適用日

この変更は、平成27年8月1日以後に取扱規程第7条第1項から第3項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第2条第3項に規定する推進事業に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第7条第1項から第3項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日前に交付する同規程第2条第3項に規定する推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。